## 見守り 新鮮情報

第81号

事例1 「あなたの作品を新聞に掲載させてほしい」 と電話があり、無料であることを確認して承諾した。 しかし、送られてきた書類には、掲載料 9万5千円 と書かれていたうえ、さらに12回掲載分の100万円 を超える請求書が届いた。

(80歳代 女性)

事例2「歌人会の会報を見た。 すばらしい作品だ。新聞に載せないか」と勧誘電話があった。掲載料は 24万円と高額で迷ったが、「最後に新聞に載るようなことがあってもいいか」と応じた。掲載後、別のいろいろな業者から勧誘を受け、毎日請求されて困っている。

(80歳代 女性)



## 「すばらしい作品」「ぜひ掲載したい」 短歌・俳句の新聞掲載トラブル。

■この1年で急増 ■全国で

## ひとこと助言



- ●短歌や俳句の新聞や雑誌への掲載を電話勧誘するトラブルが、急増しています。相談者の約9割は70歳以上の高齢者です。
- ●事例以外にも「断ったのに振込用紙が届いた」「断っても『掲載枠がとってあるので解約できない』と言われた」「本当に掲載されたのか分からない」など、さまざまなトラブルが起きています。
- ●業者の説明をうのみにせず、しつこい勧誘はきっぱりと断りましょう。承諾していないのに業者が勝手に掲載し、請求書を送ってきても、支払う必要はありません。
- ●トラブルにあったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。